

令和 4年 1月11日

札幌市教育委員会
教育長 檜 田 英 樹 様

弁護士 高 野 俊太郎

弁護士 野 谷 聡 子

平成28年当時の札幌市教育委員会における対応についての検証報告書

第1 はじめに

1 検証の目的

札幌市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、市立学校教員（以下「本件教員」という。）によるわいせつ行為（以下「本件非違行為」という。）について、平成28年当時、申出人提出資料の調査や本件教員への事情聴取を行ったものの（以下「平成28年調査」という。）、事実認定に至らず、その時点において、懲戒処分を行うことはできないと判断した。

教育委員会は、当時の調査方法等を分析し、今後の調査方法に反映させること等を目的として、「市立学校教員によるわいせつ行為に係る平成28年当時の札幌市教育委員会における対応についての検証業務」として、以下の内容及び方法による検証を実施した。

2 検証事項

- (1) 本件非違行為について、当時の教育委員会が結論に至るまでの証拠資料の収集・評価、対象者への事情聴取方法・内容、申出人への対応状況等は、必要かつ十分であったか。
- (2) 上記(1)に関して、当時の関係者はどのように考えた（感じた）のか。また、そのように考えた（感じた）理由は何か。
- (3) 今後の調査方法等について、どのような取り組みを行うべきか。

3 検証の方法

教育委員会が保管する関係資料に加え、平成28年調査当時の教育委員会の組織構成に関する資料、教育委員会において懲戒事由に関する申出を受け付けてから結論に至るまでの手続・流れに関する報告書、調査終了に係る報告書、および、関係法令等の調査を実施した。また、平成28年調査に関与した関係者に対する対面またはオンラインによる事情聴取を実施したが、本件教員に対する事情聴取は、任意の協力を得られなかったため実施できなかった。

第2 平成28年調査における教育委員会の認定方法について

1 組織

(1) 教育委員会

教育委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号。以下「地教行法」という。)第2条の規定により、都道府県及び市町村に置くこととされ、札幌市においては、教育長及び5人の委員をもって組織している(同法第3条但書及び札幌市教育委員会組織条例(平成12年条例第5号))。教育委員会は、札幌市が処理する教育に関する事務で、地教行法第21条に掲げるものを管理し、執行する。

(2) 懲戒処分に関する決定

職員の分限及び懲戒に関する事務は、教育長に委任されておらず、教育委員会の会議に

において決定する（札幌市教育委員会事務委任等規則（平成3年教育委員会規則第6号）第2条柱書及び第5号）。会議は、原則として公開するが、任免、賞罰等職員の身分取扱いその他の人事に係る事項の審議について、教育長または委員の発議により、教育長及び出席委員の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができるとされている（札幌市教育委員会会議規則（昭和27年教育委員会規則第3号）第14条）。会議では、教育長において論旨が尽きたと認めた時は、会議に諮って採決しなければならないとされ、教育長は、順次、各委員の賛否の意見を求めて採決する（同第11条、第12条）。

（3）教育委員会事務局の組織及び事務分掌

平成27年度及び平成28年度の組織は、各年度機構図のとおりである。学校教員の任用、退職、分限、懲戒その他人事に関することは、学校教育部教職員課（以下「教職員課」という。）の事務分掌とされている（札幌市教育委員会行政組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）第3条第1項及び別表1）。

平成28年調査においては、服務担当係長1名と一般職員1名（以上の2名を以下「担当職員」という。）が主に調査を担当し、教職員課長、教職員担当部長、教育次長、教育長がその内容を確認した。平成27年度に調査に関与した職員は、教育長、教育次長、教職員担当部長を除き、平成28年度に異動または担当替えによって変更された。

2 事務処理方法

（1）認知

教職員課が学校職員の非違行為を認知する方法は、非違行為を行った職員からの報告を受けた学校長からの報告、教育委員会内関係課からの情報提供、体罰相談電話窓口等外部からの通報や投稿、報道機関からの照会等による。

（2）事実の調査および報告

ア 教職員課が学校職員による非違行為を認知した場合の具体的な事務処理手順を定めた規定は存在せず、懲戒処分の求めがあった場合に特化した個別の業務フローや報告様式などの定めもない。そのため、懲戒処分の要否に向けた内部手続は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）や札幌市職員の分限及び懲戒に関する条例（昭和26年条例第35号）等関係規定の趣旨に沿って進める。

教職員課は、学校職員の非違行為に係る情報を認知した場合、当該情報を非違行為が疑われる学校職員が所属する学校長に伝達する。学校長は、当該職員および関係者に対する事情聴取を実施し、その結果を取りまとめた事故報告書を作成し、教職員課に提出する（札幌市立学校管理規則（昭和32年教育委員会規則第6号）第30条）。また、当該職員が自ら事情説明書を作成できる場合には、これを作成させて、教職員課に提出させることがある。

担当職員は、学校長からの事故報告書を受けた後、ただちにこれを精査し、不明部分についての確認、不足資料の要求等補正作業を行う。その上で、事実関係を確認するため、非違行為の関係者を教育委員会事務局に出頭させて対面による事情聴取を実施する。当該事情聴取の中心は、非違行為が疑われる学校職員であり、必要に応じて他の関係者への聴取を行う。非違行為の被害者が児童生徒の場合、児童生徒および保護者への事情聴取は学校長が行うことが多く、担当職員が児童生徒等に対する対面による事情聴取を行うことは少ない。

事情聴取は必ず複数の職員で行い、主に担当職員2名で実施するが、懲戒免職処分等、職員の身分に重大な不利益が想定される事案の場合は、教職員課長等が加わって実施する。非違行為を疑われる学校職員の事情聴取の際は、当該職員に事前に告知の上録音し、後日、反訳文を作成する。反訳文は当該職員に内容を呈示し、供述内容と一致していることを確認させる。非違行為を疑われる学校職員の事情聴取では、事前に把握した事実や証拠について、事実と相違ないか、事案の背景も含めて詳細に聴き取りを行う。

担当職員は、以上の調査の経過および内容を、随時、教職員課長に報告し、事案の重大性等に応じて、さらに教職員担当部長、教育次長、教育長にも報告が行われる。

イ 教育委員会は、証拠資料の収集に関し、捜査権限等の強制力を有しないので、その方法は関係者からの提出など、任意の手段によるものに限られる。

ウ 非違行為が疑われる学校職員の事情聴取において、当該職員が非違行為に関する事実を認めた場合には、事前に提出された事故報告書の内容、収集した情報等を総合的に勘案して、整合性に疑いがないと判断した場合には、これをもって事実と認定できるものとして、後述する処分量定案とともに事故調書として取りまとめ、教育委員会会議に議案として上程する。

同事情聴取において、当該職員が非違行為を否認した場合には、日を改めて再度の事情聴取を実施したり、関係者からの事情聴取を行い、客観的証拠の更なる収集を行う。その結果、非違行為に係る事実を認定できないと判断した場合には、事案の概要や調査の経過および内容、教育委員会としての判断、今後の対応等を記載した報告書を教育長に提出し、現時点で懲戒処分を行わないことについて決裁を得る。

(3) 処分量定案の決定

教育委員会においては、懲戒処分に関する透明性を確保するとともに、学校職員の非違行為を未然に防止する目的から、学校職員の懲戒処分に関する指針（平成24年7月18日教育委員会決定、以下「指針」という。）を策定している。同指針は、非違行為の代表的な事例を挙げ、その標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、具体的な処分量定の決定にあたっては、

ア 非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか

- イ 故意又は過失の度合いはどの程度であったか
- ウ 非違行為を行った学校職員の職責はどのようなものであったか、その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか
- エ 児童生徒、保護者、他の学校職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか
- オ 過去に非違行為を行っているか

等のほか、適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上判断すると定めている（指針第1－2）。個別の事案の内容によっては、標準例に掲げられていない非違行為についても、懲戒処分の対象となるが、これらについては、標準例に掲げる取り扱いを参考としつつ判断する。

(4) 教育委員会会議への上程および決定

教職員課は、非違行為の事実認定案及び処分量定案を決定したら、事故調書として取りまとめ、教育委員会会議の議案として起案処理し、関係部課に合議の上、教育長までの決裁が得られたら、教育委員会会議の議案として上程する。

教育委員会会議に上程された議案は、所管部からの提案説明や質疑応答を経て、了承された場合、教育委員会としての処分が決定する。教育委員会は、決定後速やかに対象者（学校職員）に対する発令（告知）を行い、これをもって懲戒処分の効力が発生する。

3 当時の教育委員会の対応

(1) 認知

教職員課が本件非違行為に関する申出（以下「申出」という。）を初めて確認したのは、平成28年1月8日である。担当職員が、申出人代理人の弁護士からの電話を受け、札幌市の教員が当時中学生であった生徒にわいせつ行為を行ったと思われる事案があるため、同課に申出内容を説明に行きたい、詳細はその時に話すと伝えられた。当該電話の段階では、申出人と本件教員の氏名や学校、非違行為の具体的内容も不明であった。これを受け、担当職員は同弁護士との間で、面談日程を調整した。

(2) 調査経過

以後、担当職員は、以下の日程と内容で事情聴取等を行い、かつ、関係者から資料の提出を受けた。

年月日	事情聴取等の対象者（時間）	収集した資料等
平成28年2月25日	申出人および同代理人（約1時間50分）	申出人作成にかかる年表等
平成28年3月23日	本件教員（約1時間15分）	

平成28年4月28日		<ul style="list-style-type: none"> ・申出人代理人作成にかかる意見書(1) ・申出人代理人作成にかかる資料説明書 ・資料1～資料11
平成28年5月31日	申出人および同代理人(約1時間)	
平成28年6月1日	本件教員(約1時間50分)	
平成28年6月24日	本件教員※同席者あり (約30分)	・本件教員の筆跡に関する資料
平成28年7月7日	申出人および同代理人(約1時間30分)	
平成28年10月17日		<ul style="list-style-type: none"> ・申出人代理人作成にかかる意見書(2) ・申出人代理人作成にかかる資料説明書 ・資料12～資料21
平成28年11月4日		・申出人代理人作成にかかる意見書(3)
平成28年11月25日	第三者(弁護士)	・法的見解を照会

(3) 調査方法および内容

ア 証拠資料の収集について

担当職員による証拠資料の収集方法は、専ら申出人及びその代理人において収集し提出したものの交付を受けるというものであった。担当職員が自らの判断で収集した証拠資料は、本件教員の筆跡に関する資料(対照資料)のみである。担当職員は、収集した資料はすべて検討の対象とし、検討対象から除外した資料はなかった。

イ 対象者の事情聴取の方法について

① 申出人からの事情聴取について

平成28年2月25日、同年5月31日、同年7月7日に申出人の事情聴取が行われた。当該事情聴取の際には、いずれも申出人代理人が同席した。担当職員は、事情聴取の内容を録音しておらず、録音の必要性も感じていなかった。

平成28年2月25日に実施された事情聴取においては、申出人から提出された資料(年表)を前提に、まず、申出人自らがその被害内容を説明することが中心に行われ、その後、申出人側が作成した資料の確認や説明がなされた。担当職員が申出人に対し、申出の内容について質問することはほとんどなかった。

平成28年5月31日に実施された事情聴取においては、さらに申出人の供述を

裏付けるために提出された各資料の内容の説明や、申出人から本件教員の事情聴取に際しての要望等がなされた。同日時点において、担当職員は、本件教員に対する1回目の事情聴取を行い、その認否および弁解を把握していたが、弁解の具体的内容を申出人に伝えることはなかった。

平成28年7月7日に実施された事情聴取は、本件教員からの事情聴取の結果を申出人に対し説明することを中心に行われ、最終的に本件非違行為を認定できず、現時点において懲戒処分はできないとの結論を申出人に伝えた。このとき、担当職員は、申出人に対し、本件教員の弁解の具体的内容を伝えた。

各事情聴取に臨む担当職員の姿勢は、申出人の申出、意見及び資料の説明を聴くことを中心としており、事前に申出の内容に対する疑問点を洗い出し、これを申出人に投げかけたり、あるいは、本件教員の具体的な弁解に対する申出人の個別の反論を確認するなど、申出に係る供述の信用性を吟味するための積極的な質問や確認をすることはなかった。

② 本件教員からの事情聴取について

本件教員からは、平成28年3月23日、同年6月1日、同月24日の3回にわたって事情を聴取したが、同月24日の事情聴取は本件教員が申出人の■■■に対して送付したとされる手紙の筆跡と最終的な認否の確認を中心とした短時間のものであり、実質的な事情聴取は前2回ということになる。

本件教員への事情聴取の方法としては、基本的には申出人から提出された証拠や申出人の供述内容を本件教員に示し、これに対する本件教員の供述（弁解）を求めるといったことが中心に行われた。

各事情聴取に臨む担当職員の姿勢は、事前に申出人が提出した証拠を調査した上で、過去に本件教員が本件非違行為を認めた供述やその供述に至る経緯について、その意図や理由を確認したり、本件教員の弁解が不合理と思われる点については、更に質問を追加する等していたが、厳しく問い質すような場面はなく、自白の強要を避けるとともに、中立的な立場を保とうという意図をもって行われていた。

ウ 本件教員の弁解内容について

本件教員は、平成27年12月3日に、申出人と居酒屋の個室で会って食事をしながら会話をした際、本件非違行為を概ね認めており（以下「本件自認供述」という。）、その内容を録音した証拠が反訳文とともに教育委員会に提出されていた。しかし、本件教員は、事情聴取において、本件非違行為を一貫して否認するとともに、申出人が大学生になって以降に交際関係にあったことは認め、申出人が中学生及び高校生であった時期は、本件教員が申出人の家族関係の悩み等を聞いてあげることがあったが、性的な関係は一切ないとし、また、本件自認供述の理由として、申出人が精神的に不安定な人物であり、申出人の言葉を否定すると逆上等するので、その場をやり過ごすために認めるふりをしたものであり、事実ではない等と説明した。

(4) 第三者への意見照会

ア 弁護士への意見照会

担当職員は、平成28年11月14日、本件非違行為に関する事実認定を含めた対応について、弁護士1名に意見照会した。当該照会にあたっては、事前に調査で収集した資料や提出された意見書、事情聴取の反訳文などの記録すべてを弁護士に送付し、事実認定および法的評価の両面について、法的見解を口頭で聴取した。同弁護士の見解は、本件非違行為の事実認定、および、本件教員に対し懲戒処分を行うことについて、いずれも消極的な内容であった。

なお、教育委員会が、当該意見照会の後に実施した事情聴取はなく、収集した証拠資料もない。

イ その他の意見照会

担当職員が、上記ア以外に、弁護士等の専門家を含む第三者に対し、申出の内容の検討や証拠の収集方法、証拠の評価、事実認定の方法や法的評価について、助言を受けたり、意見を求めたことはなかった。

(5) 上司への報告・相談について

担当職員は、調査の過程において、随時、教職員課長に対し、調査の進捗を報告し、判断に迷う部分は相談し、進行方法に関する意見を聴いていた。また、教職員課長は教職員担当部長に、教職員担当部長は教育次長に、教育次長は教育長に、適宜、調査状況を報告し、確認を得ていた。ただし、その報告の際、担当職員が調査の過程で取得した資料そのものが提示されたわけではなかった。

4 当時の教育委員会の認定手法等

- (1) 教育委員会による事実の認定は、非違行為を疑われる学校職員に対する事情聴取（供述証拠）を中心とし、学校職員が非違行為を認める場合（自白がある場合）は、それを裏付ける証拠の存在等、他の証拠との整合性がとれていることを確認のうえ、非違行為の内容を確定していた。他方、学校職員が非違行為を否定（否認）した場合には、その他の証拠によって当該非違行為を認定できるかを検討していたが、その内容は、非違行為を裏付ける客観的証拠の収集・検討を中心としていた。
- (2) 教育委員会は、申出人の供述から、直接、非違行為を認定する手法を重視しておらず（あるいは意識しておらず）、申出人の供述の信用性を吟味する姿勢に乏しかった。
- (3) 実際には、事情聴取において、非違行為を疑われる学校職員が非違行為の全部を否認（完全否認）することは稀であり、担当職員を含む関係職員は、完全否認事案を取り扱った経

験がなかった。また、平成28年調査の時点においては、本件非違行為に関し、これを取り扱う刑事手続はなく、かつ、当該事実を認定した民事訴訟の確定判決もなかった。

5 当時の教育委員会の認定理由

平成28年12月、教育委員会は、申出人から提出された資料や本件教員に対する事情聴取の内容等について、弁護士の見解を踏まえて検討した結果、本件非違行為を事実として認定することはできず、よって、現時点において懲戒処分はできないと判断した。

第3 各調査から判明した教育委員会の事実認定の問題点及び今後のあり方について

1 人員・体制の問題

(1) 事実認定能力の養成機会がないこと

平成28年調査において、本件非違行為に関する調査を直接担当した職員は、過去に懲戒処分に関する手続を担う職務に就いたことはなく、その調査を経験したこともなかった。また、教育委員会の職員が、事実認定の理論や手法について、学習および研修する機会は設けられていなかった。そのため、実際の事実認定作業は、担当職員の能力に頼るところが大きく、前担当者からの引継ぎと前例の調査手法等を参照することにより進められていた。もっとも、前述のとおり、そもそも非違行為を疑われる学校職員が非違行為を否認する事案自体が稀であったから、前担当者からの引継ぎからは、否認事案における事実認定の手法を学び取ることはできず、参考となる前例も極めて乏しかった。

(2) 否認事案対応の経験を蓄積できないこと

前述のとおり、教育委員会においては、そもそも非違行為を疑われる学校職員が非違行為を否認すること自体が稀であったから、担当職員が否認事案における事実認定を経験する機会に乏しかった。しかも、担当職員のうち服務担当係長は、1乃至3年という短期間で異動が実施されたため、このことも否認事案における事実認定の経験を蓄積することができない理由の一つであった。これは、担当職員の上長についても同様であった。担当職員のうち一般職員は、服務担当から別の業務に替わった後も教職員課内に残り、継続的に服務担当係長を補助できる状況にあったが、否認事案の経験に乏しいことに変わりはなかった。

2 事実認定及び調査手法の問題

(1) 直接証拠としての被害者供述の取扱い

本件非違行為を直接的に裏付ける証拠（直接証拠）は、本件自認供述、および、申出人の供述があるから、本件非違行為の認定においては、これらの供述証拠の信用性評価が極めて重要となる。前者については、事情聴取において、本件教員が事実を述べたものではないと全面的に否定したため（弁解供述）、当該弁解供述に合理性および信用性がある場

合は、本件自認供述の全部乃至一部について直接証拠としての証明力が認められないことになる。教育委員会が行った弁解供述の合理性検討の相当性等については、後述する。

後者について、本件では申出人の詳細な供述があるが、教育委員会がその信用性を正面から吟味した形跡はなく、そもそも直接証拠と認識していなかったように見受けられる。すなわち、教育委員会は、事実認定における被害者供述を、要証事実としての非違行為の内容および範囲を確定させる一資料と位置付けていたことが伺われるが、非違行為を裏付ける直接証拠として位置付けていたようには思われない。また、教育委員会は、基本的に、被害者供述に虚偽が含まれること等を想定しておらず、したがって、被害者供述の信用性を検討するという意識自体が希薄であった。この点、本件非違行為を事実として認定できないということは、申出人の供述の信用性を十分検討の上、その信用性がない(あるいは、乏しい)ことを意味することになるが、本件において、担当職員が、申出人の供述の信用性を評価するための要素を個別に検討した形跡はなく、本件教員の弁解に対する申出人の反論や言い分を積極的に聴取したこともなかった。これは、教育委員会が、証拠から事実を認定する判断の構造や証拠の意義を正しく認識していなかったことに起因すると思われる。

(2) 弁解の合理性の検討

教育委員会は、本件教員に対し本件自認供述の理由を個別具体的に確認するなど、弁解供述の合理性を検討している。平成28年調査の時点では、本件教員の弁解内容を裏付ける証拠は提出されていないが、教育委員会が本件教員に対し、弁解の裏付け証拠の提出を求めた形跡はない。

申出人が提出した資料には、本件教員が申出人の[]に宛てて送付したとされる手紙があり、その存在は、当該手紙を出していないという弁解供述の信用性を減殺し、かつ、その内容は、申出人が中学生及び高校生だった時期は、本件教員は申出人と交際関係になく、申出人の悩み相談にのっていただけの関係であるという弁解供述の信用性を減殺し、さらに、申出人の供述の信用性を高める補助証拠であるとともに、本件非違行為の前提や時期に関する間接証拠でもあった。しかし、教育委員会は、当該手紙の文字の筆跡を確認するための対照資料を収集しながら、本件教員が当該手紙を書いたことを確定させるための手続(筆跡鑑定など)を採らなかった。その理由について担当職員は、仮に筆跡鑑定を行って本件教員が当該手紙を作成した事実が認定できたとしても、本件非違行為を直接立証するものではないので、必要性がないと判断したと説明する。直接証拠としての必要性は判断が分かれるところであるから、担当職員の判断が直ちに不相当であったとはいえないが、当該手紙の補助証拠及び間接証拠としての意義は十分には意識されていなかったものと思われる。

3 性的被害の特殊性の認識および配慮について

(1) 直接的客観的証拠に乏しいこと

教育委員会は、本件教員が本件非違行為を全面的に否認したことから、本件教員の供述証拠以外の本件非違行為を直接的に裏付ける客観的証拠を探索したが、これが見当たらないことを理由の一つとして本件非違行為を認定できないと判断した。わいせつ行為は、その性質上、直接的な客観的証拠が残りにくいものであるから、これがないこと自体は本件非違行為の内容からして不自然なことではない。しかしながら、教育委員会は、本件非違行為を直接立証する客観的証拠の存在に相応の重点を置いており、わいせつ事案における証拠の性質と傾向を適切に把握していなかった可能性がある。

(2) 二次被害発生への配慮

わいせつ行為等による性的被害は、一般に、被害者に対する度重なる事情聴取等により、二次被害が発生するおそれが指摘されている。教育委員会が被害者に対する対面による事情聴取を実施しない理由の一つに、二次被害の発生を危惧する側面があることが伺われる。もっとも、本件のように、非違行為を裏付ける直接的な客観的証拠に乏しい否認事案においては、被害者供述の重要性はより高まるから、二次被害の発生には十分に留意すべきであるものの、それに捕らわれ過ぎて被害者に対する事情聴取が不十分になってはならない。本件においては、当該配慮に拘泥し、申出人の供述の信用性に対する吟味が十分に行われなかった可能性がある。

4 事案の内容に応じた協力要請

前述した平成28年調査当時の教育委員会の人員・体制や否認事案対応の経験を蓄積できない実情等からして、教育委員会にとって、本件のような20年以上前に発生した生徒に対する性的被害を内容とする非違行為について完全否認される事案における事実認定は、相当に難しいものであったことは間違いがない。令和3年6月4日に公布された「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年法律第57号）は、教育職員等による児童生徒性暴力等が児童生徒等の権利を著しく侵害し、児童生徒等に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるものであることに鑑み、児童生徒等の尊厳を保持するため、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する施策を推進し、もって児童生徒等の権利利益の擁護に資することを目的とするところ、同法第19条第1項は、公正かつ適切な事実調査を行うため、学校の設置者は、教育職員等による児童生徒性暴力等に関する報告を受けたときは、医療、心理、福祉及び法律に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものと定めており参考になる。

本件においても、平成28年11月25日に弁護士に対し、事実認定及び法的評価に関する意見照会が行われている。もっとも、その時期は、事情聴取及び証拠の収集が全て終了し

た段階であって、当該意見照会後に新たな事実調査等を行われていない。そのため、本件においては、本件教員及び申出人に対する事情聴取や収集すべき証拠の探索に関し、専門家の協力は得ていなかったし、調査の過程において各証拠の位置付けや証拠評価の内容について、随時、専門家の意見を聴いていなかった。本件の事案としての困難性に鑑みれば、より早期の段階から、法律の専門家を含む第三者の協力を得て調査を行うことが適切だったといえる。

5 処分しない場合の取扱い

教育委員会では、札幌市教育委員会事務委任等規則（平成3年教育委員会規則第6号）第2条柱書及び第5号（第2条 委員会は、その権限に属する事務のうち次に掲げるものを除き、教育長に委任する。（5）職員の分限及び懲戒に関すること。）に基づき、職員の分限及び懲戒に関する事務は、教育長に委任されておらず、教育委員会会議において決定している。もっとも、実際に教育委員会会議に議案として上程されるのは、職員を分限処分または懲戒処分に付すること及びその量定である。職員を分限処分または懲戒処分に付さないことは、上記議案が教育委員会会議で否決される場合の他は、教育長の決裁をもって教育委員会の結論としている。教育委員会の当該規則解釈が直ちに誤りであるとはいえないが、本件のように学校職員による児童生徒を被害者とするわいせつ行為が疑われる事案では、仮に事実が認められれば、児童生徒の権利を著しく侵害し、児童生徒に対し生涯にわたって回復し難い心理的外傷その他の心身に対する重大な影響を与えるおそれがあり、また、その事実認定如何によって懲戒免職処分の是非が左右され、学校職員の身分に重大な影響を及ぼすから、その判断は教育長に委任せず、教育委員会会議において決定することが相当である。

6 民事裁判との相違について

本件非違行為に関する事実認定については、平成28年調査における教育委員会の結論と異なる東京高等裁判所令和2年12月15日判決（確定）がある。本検証では、両機関が事実認定に用いた証拠の内容に相違があり、それが異なる事実認定を導いた可能性があることが確認できた。特に申出人の供述証拠に関しては、平成28年以降に申出人が受診した精神科医師による分析結果や長期間に渡るカウンセリングによって申出人自身が平成28年調査当時には気付いていなかった事実を認識するに至ったといった事情もあり、平成28年調査以後に発生乃至判明した事実がその信用性評価に影響を与えた可能性が否定できない。そのため、平成28年調査における教育委員会の結論と東京高等裁判所令和2年12月15日判決（確定）の内容が相違したのは、必ずしも本報告書で指摘した教育委員会における事実認定の問題点のみに起因するものではないと考える。

第4 総括

1 司法の場における事実認定・証拠評価手法との開きについて

一連の検証を通じ、懲戒処分を行う際に教育委員会が行ってきた事実認定や証拠評価手

法が、司法の場におけるそれらとの間に一定の開きがあることが認められた。無論、証拠評価や事実認定は、その判断権者の経験則に基づき行われるものであるから、同一の証拠関係であっても異なる結論が導かれる場合はあり、それが直ちに問題となるものではない。しかし、教育委員会が行った事実認定や証拠評価手法が司法の場で行われるそれらと大幅に開きがある場合には、当該処分の対象となった者や被害者等の関係者に対して与える影響が大きいことはもちろん、教育委員会の判断に対する市民の信用を損なう結果にもなりかねない。

教育委員会においては、職員に対する事実認定や証拠評価手法に関する研修等を行い、あるいは、法律の専門家等をその事案の調査に関与させるなど、司法の場における事実認定・証拠評価手法との開きを可能な限り埋めるような対策を講ずべきであるとする。

2 事案の特殊性に応じた柔軟な対応について

本件は、20年以上前に発生した生徒に対する性的被害を内容とする非違行為である上、対象教員がそれを完全に否認するという教育委員会にとっては経験のない特殊な事案であったが、それに応じた柔軟な対応がとられた形跡はほぼ認められなかった。

行政活動全般について、前例を踏襲することにより生じる硬直的な対応が批判されることは多いが、本件における教育委員会の対応にもかかる側面が一定程度認められる。

事例の類型化や前例の踏襲等により統一的な対応が確保できること自体は大きな利点といえるが、他方で懲戒処分の対象となる行為は多種・多様であり、中には過去の例に従った対応に拘泥しては、適切な結論を導くことができない場合も当然ありうる。

したがって、教育委員会は、その事案ごとの特殊性などを十分理解した上で、早期にその特殊性に応じた柔軟な対応を行い（例えば、本件においては、事案発生から相当程度時間が経過していること、対象教員が否認していることが比較的早期の段階で判明していたのであるから、その後の進行方針に関して教育委員会内部で協議を行い、本件独自の調査方針を決定したり、そのための人的体制（第三者の協力を含む。）の構築を行うなどの対応）、適切な結論を導くようにすべきである。

3 性的被害と教育委員会に求められる役割

教員が児童生徒に対し性的加害行為を行ったことが認定された場合、その教員に対しては極めて重い処分がなされるのであるから、その認定を行うための必要な調査が尽くされなければならないし、合理的根拠や証拠に基づく慎重な認定が必要であることはいままでもない。

他方、性的被害は長期かつ深刻な肉体的・精神的苦痛を被害者に及ぼす。そして、教員は、肉体的にも精神的にも未成熟な状態である児童生徒を直接指導・教育する立場にあり、原則として児童生徒は教員を信頼しその指導に従うという関係性にあるところ、その関係性が悪用されれば、極めて深刻な性的被害が児童生徒に生じる可能性が高い。特に年少時に受けた性的被害はその者のその後の人生そのものに対して多大な影響を及ぼすことはよく知られ

ているところである。

これまで述べてきたとおり、性的被害はその性質上、加害者側が事実を否認した場合、その事実を他の証拠から認定することは必ずしも容易でない面はある。しかし、必要かつ的確な証拠を可能な限り収集し、それらの証拠を適切に評価すれば事実認定が可能であったにも拘らず、それらの不十分さにより性的被害を看過し、当該教員が教育現場に残ることにより被害が拡大するようなことはあってはならない。

教育委員会においては、性的被害が児童生徒に及ぼす多大な悪影響に鑑み、性的被害を内容とする非違行為が疑われるような場合には、各種調査を含め可能な限りの措置を尽くし、事実関係の徹底的な究明を行わなければならないということを改めて認識すべきであるとする。

以上